



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

No.219

2016
Oct. 10

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認

毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

2016年10月10日奈良教育大学においてNDF(奈良障害フォーラム)主催の「今、相模原やまゆり園事件を考える・奈良」が開催されました。奈良県自閉症協会からは河村と飯田さん圓越さんが参加しました。

緊急フォーラムでは精神障害者に対する差別、またその方々の人権をどう守り、支えていくかを考えてほしいという声が目立ちました。また当事者(精神障害・中途失聴者)からの発言も多く脱施設、地域へのグループホーム、インクルーシブを訴える方もありました。

〇以下はNDF事務局の小針さんによる。10日の緊急フォーラム当日の報告です。

10月10日は、「今、相模原やまゆり園事件を考える・奈良」の緊急フォーラムに多数ご参加いただきありがとうございました。短期間の呼びかけであったにも関わらず、88名の参加で、会場がいっぱいになりました。

開催日前に、朝日、毎日新聞に告知されたので、数名の一般市民や、マスコミ関係者、奈良県障害福祉課長、課長補佐や奈良県議の参加もありました。

発言に立ったみなさんは、ダウン症協会の平井万里子さん・・・大きな衝撃を受け、子どもたちの心

精神障害者団体からは相模原の犯人は精神障害ではなく思想からくる犯罪であり、精神障害者ではない。差別の広がり、誤解を懸念する旨を述べておられました。河村からは障害者を相変わらず忌み嫌うような社会風潮や命の大切さを今一度しっかりと教育すべきであるという発言をしました。奈良にはこの相模原事件を生んでしまったような背景はないのかを再度真剣に考える必要があると痛感しました。私たち奈良県自閉症協会の会員の中にも発達障害系の人々が措置入院等をした場合、退院後の地域における支援、施設、プログ

にも大きな影を落とした会員の声。とともに、出生前診断をめぐる今起きている様々な課題が報告され、優生思想は誰の中にもあること、産まれてよかったといえる社会づくりこそが大切、と。

育成会の阪口貴子さん・・・8月県育成会が緊急に呼びかけ7市7町から幅広い会員が集まりをもったこと。千葉県健康福祉部長が発信されたメッセージも紹介され、行政とともに命が大切にされる地域をつくること。奈良県障害者条例に命を吹き込むことの意義が。

重心守る会の品川清美さん・・・昭和39年6月、会結成当時は、親子心中が後を絶たなかった。50数年前、厚生省交渉で「障害者は大人

ラムが全く無く、暴力や衝動性が常態化した人に対しての資源が全くないことが危惧されています。本当の意味で自閉症者のための施設がないというのが奈良県の現状です。現在の小規模施設が乱立する中で、障がい者への虐待などの報道も増え「質」も問われ始めてきている今日この頃です。相模原やまゆり事件が提起している諸問題に対して、行政・教育・医療・司法それに命の問題を扱う宗教者の皆さんが真に解決の道をつける今後の努力に期待したいと思いません。

(河村)

になっても税金を納められない。予算はつけられない」と役人に言われた言葉が容疑者の発言と重なる。どんなに重い障害があっても人間らしい姿をみせ、周りをかえる力がある。会員の8割は施設入所であるが、開かれた実践への努力にくさびが打たれないか心配。

精神家族会奥田和男さん・・・容疑者の行動は、精神疾患の急性期等にある興奮・異常行動とは質が違う。思想的な確信犯で、精神科の治療で治るものではないと思う。真相究明が必要。精神医療が社会防衛、治安維持のためにつかわれてしまうことに危惧。池田小事件をきっかけにできた医療観察法も長期入院が常態化し本来の趣旨から破綻しつつあ

る現状がある。さらに精神障害者への差別、偏見が助長されないか心配。

また、フロアからは、当事者からの発言が相次ぎ、家族、関係者からもたくさんの意見感想が出されました。奈良県でも防犯対策の補正予算がつきました。が、本質的な解決にはなりません。「障害があるということは、人と人をつなぐ存在でもある」という発言が印象的でした。

以下、採択されたアピールを掲載します。

アピール

障害のある人もない人もいのち輝く社会を、奈良をつくりましょう。

相模原市やまゆり園で起こった障害者殺傷事件から2か月半が経ちました。これほど多くの人を震撼させ、私たちの心に突き刺さった事件はありません。

いのちを奪われた19人のみなさ

んに心から哀悼の意を表します。また、心や体を深く傷つけられたみなさんの一日も早い回復を心から願います。

容疑者は、「障害者は生きる価値がない」と国会議長に手紙を書き、無抵抗な障害の重い人たちを狙って襲いかかりました。こんな残酷な事件を絶対に許すことはできません。

今の社会は「不寛容」な空気が渦巻いてはいないでしょうか。貧困、格差がすすみ、社会的弱者～障害者や高齢者、女性、子どもに、社会のひずみが押し寄せています。こういう中で、頭をもたげてくるのが「優生思想」ではないでしょうか。決して過去のものではなく、私たちをとりまく社会とも向き合いながらこの事件を問い続けていくことが求められるでしょう。

私たちはこの事件の真相究明をのぞみます。

当事者、家族、関係者など障害分野に関わる人だけでなく、精神医療、司法など様々な立場・視点から総合的に解明されなければなりません。社会防衛的な発想で精神障害者の偏見や差別を助長されないことを願います。

「障害者を閉め出す社会は弱くもろい社会」・・・国連はこう明言しました。

私たちも、この奈良で、障害のある人たちのいのち輝く奈良県をつくろう、と地域で営々と努力を重ねてきました。行政と取り組む「まほろばあいサポート運動」も、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」も、まだ動き出したばかりです。

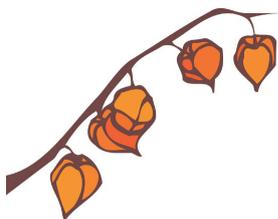
この事件を考え続けていきましよう。その問題をどう考えるのか、私たちはどこへ向かうのか。奈良の障害をもつ人たちと考え続けていきま

しょう。この奈良で私たちは何ができるのか。何をなすべきなのか。

そして、わけへだてのない社会、障害者権利条約が地域のすみずみにゆきわたる平和であたたかい奈良県をつくるためにより一層、力を尽くしていきましよう。

2016年10月10日

「今、相模原やまゆり園事件を考える・奈良」奈良障害フォーラム (NDF) 参加者一同



「相模原障害者施設殺傷事件」について

一般社団法人筋ジストロフィー協会
名誉会長 野田聖子
代表理事 貝谷久宣

2016年7月26日、神奈川県相模原市緑区の知的障害者福祉施設「津久井やまゆり園」で戦後最悪の19名の犠牲者をだした殺傷事件が発生しました。

犠牲者の方々のご冥福を心よりお祈りいたします。また、負傷された方々にお見舞い申し上げます。

自由に動けない障がい者に対して、過去に介護者として直接従事していた者が凶行を行ったことは、同じように動きが著しく制限され、介護者を必要とする私たち筋ジストロフィー者にとっては、非常に恐ろし

いことです。また、当事者だけではなく、その家族、また関係者も、大きな恐怖と不安を抱えています。

私たちは、ここに犯人、およびその行動に対して強く非難します。

また、私たちはこのような事件に至った経緯や、社会的背景について司法制度の中で明らかにすることを要求します。

さらに、今後同じような事件が起きないように、家庭、教育現場、職場などあらゆる場において、命の尊厳と障がい者の人権擁護についての教育、啓発が一層活発に行われることを希望します。

最後に、今私たちが必要なのは社会連帯です。一障がい者団体、または障がい者団体のコミュニティーのみではなく、多くの一般の方々も一緒にこの事件に向き合い、再発防止に取り組んで、よりよい社会を作っていくましよう。

2016年8月29日

相模原市の障害者支援施設における事件とその後の動向に対する見解

公益社団法人

日本精神神経学会法委員会

2016年7月26日、神奈川県相模原市の障害者支援施設において殺傷事件が発生し、19名の方が亡くなられ、24名の方が負傷しました。亡くなられた方々とご家族に心から哀悼の意を表するとともに、負傷された方には一日も早く回復するようお見舞い申し上げます。

今回の事件は、障害者を社会から抹殺する意図をもって周到に計画され実行されたとされていること、そして被疑者が事件の5ヶ月前に精神保健福祉法第29条による措置入院をしていたことなど、精神医療に深く関わる学会員に衝撃を与えると

もに重い課題をつきつけるものです。

とりわけ、社会から障害者を排除しようとする思想がなお根深く残るなか、本事件を契機に精神医療が保安のための道具として強化されることを危惧しています。

今回の事件の全貌が究明されていない現時点で、この事件の背景にどのような問題があり、このような事件がふたたび起こることのないようにどのような施策を講ずべきかを軽々しく言及することはできません。

今回の事件を受けて、首相は事件の徹底究明、障害者支援施設の安全強化、そして精神障害者の措置入院後の追跡調査について検討するように指示し、それを受けて厚生労働省は2016年8月10日に「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」(以下、

検証・検討チーム)を設置しました。検証・検討チームにおいては、被疑者を精神保健福祉法に基づいて通報したことの妥当性、精神障害の有無や診断の妥当性、精神障害があったとした場合の障害と事件との関係、事件前の措置入院および退院判断の妥当性、退院後の支援の実態などが検証検討されると思われます。

検証・検討チームにおいて、どのような再発予防策が検討されるのかを慎重に見守る必要があります。措置入院患者の退院要件や退院手続きの厳格化、退院後の追跡の強化や強制通院命令の導入など、事件の再発防止をもつぱら精神医療に求め、精神医療が保安のための道具として強化されることが懸念されます。今回の事件によって精神保健福祉法が患者管理のための法律として再強化され、精神医療が特殊な医療へと逆戻りすることは決して許されません。

また、精神障害者差別が助長されることも許されないことです。

当学会法委員会は、この事件によって精神医療のあり方が歪められ、精神障害者の地域移行が停滞してしまうことがないように、以下の見解を表明いたします。

- 記 -

精神保健福祉法は措置入院制度も含め、犯罪予防のためにあるのではないことを明確にしなければならない。法は第一条の目的に明示されているように、患者の医療及び保護、社会復帰を目的とし、さらには社会経済活動への参加を目指しているのである。

措置入院制度は、精神症状によって自傷他害のおそれのある者に対する非自発入院であり、都道府県知事または政令市長の命令によってなされる行政措置である。入院の際にも退院の際にも、精神保健指定医の診

断に基づいて、当該自治体の首長によって決定されるものである。措置入院の要件である「自傷他害のおそれ」とは、現在及び比較的近い将来に見込まれる精神症状の範囲で「おそれ」が診断されるものであり、今回の事件のように、措置入院が解除されて数ヶ月後の犯罪を予測することまでを要求されてはいない。そもそもそのような予測は医学的に不可能である。したがって、この事件が措置入院制度の不備によって起きたと断ずることはできない。

今回の事件で特異なのは、容疑者が「障害者は不幸を作ることしかできない」ので「日本国や世界の為」(衆議院議長あての書簡)との意図で犯行に及んだ可能性が大きいことである。このような極端な優生思想は、憲法はもとより、障害者権利条約や、障害者差別解消法等に基づくわが国の障害者施策からも、到底容認でき

るものではない。

他方、いかに歪んだ思想であっても、精神症状としての妄想でなく、思想であるならば、精神医学・医療の営みとしての治療の対象ではありえない。ましてや、これを封じ込めるための手段として措置入院等の精神医療の枠組みが利用されることも許されない。このような思想に対しては、障害者への差別は許されないという実践によって社会全体としてたち向かわなければならないものである。

容疑者が今回の事件を引き起こした背景に、偏った思想的動機にとどまらない何らかの精神症状が関与していた可能性があり、事実関係の十分な解明が必要である。

措置入院患者の退院後の支援体制が不十分であることが従来から指摘されており、この点については異論がない。報道によれば、治安的な観

点に基づく保護観察制度ないし強制通院制度の導入を提起する向きもあるが、これには断固として反対する。

措置入院の経験者は、治安対策の対象者では断じてなく、地域社会の一員として平穩に生活する権利を持つ市民である。その支援策は治安的観点ではなく、医療による支援と住民福祉の考え方に基づいて講じられるべきである。

今回の犯罪がナチスドイツ時代の極端な優生思想に酷似した動機によってなされた可能性があることに、私たちは憤然とする。それは一見、今日の市民の感覚からすれば極めて異常な動機である。しかし一方で、我が国が優生保護法を母体保護法に改めたのが、今からわずか20年前の1996年であったことに思いをいたさなければならない。私たちの心性は、極めて特異に見えるこの事件の動機と決して無縁ではなく、

私たち自身が今なおこのような優生思想の片鱗を内包していることを否定できないのである。

私たちはこの事件の悲しみと憤りを乗り越えて、差別・偏見のない共生社会を実現しなければならないが、その営為は、私たち自身の内なる優生思想を克服することなしには達成できないことを銘記するものである。



平成28年9月21日

津久井やまゆり園の建て替え に関する緊急意見書

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

障害のある人と援助者でつくる日本
グループホーム学会
代表 光増 昌久

平成28年7月26日の事件から2ヶ月になります。時間の経過とともに被害にあわれた方々の生活の立て直しが大きな課題となっており、神奈川県ホームページには、9月12日付で、やまゆり園の家族会と運営法人であるかながわ共同会より、津久井やまゆり園の再生に向けて施設の建て替えを求める要望書を受け取ったことが公表されています。

日本グループホーム学会は、この要望書については、神奈川県が障

害者本人を抜きにして、家族会や法人の要望に基づいてその人の今後の方向性を決めることはあってはならないことと考えます。神奈川県は被害にあわれた方々の生活の立て直しを急いでおられると思いますが、そのために最も大切な本人の意思確認を置き去りにしてしまうことのないようにしていただきたい。

施設の建て替えを要望するにあたって、家族会とかながわ共同会は一致して神奈川県に施設建て替えの要望書を出されておりますが、家族会の要望は会の意向調査を踏まえた「総意」としておられます。「施設の建て替えをする＝障害のある人たち一人一人がそこで以前と同じ生活を送れるようにすることがやまゆり園の再生である」としておられます。

現在、やまゆり園に入所されている方々が入所される時にはまわりの

人たちの状況によって入所が決められ、本人の意思確認はおこなわれないうまま現在に至っている場合がほとんどであろうと思います。

今回、再び、まわりの人たちの意向によって、施設で暮らすことが本人の幸せであると方向づけられることにつきましては、私たちは強く反対するものです。

神奈川県各地から一つの施設に集まってきて、人によっては20年、30年とやまゆり園で暮らしている人もいます。

一方、障害者福祉は、長い年月にわたって障害のある人たちが地域の中で普通の暮らしができることを求めて取り組みをすすめてきた結果、地域の中でグループホームをはじめとする地域での暮らしを選択することも可能となっております。

障害の重い人たちが地域で暮らすという実践は全国各地でおこなわれ

ており、そういった実践を通して障害の重い人たちの意思決定支援をおこなってきた取り組みもあります。

そのようなことを入所者一人一人に伝えることもなく、これまでの生活を継続することをまわりが決めてしまうことはあってはならないことだと考えます。

障害のある人たち一人一人に向き合い、今後どのような生活をしたいのかを本人に確認していかなければ、その人の意思が確認されたとは言えません。

家族の意見は家族の意見として大切ですが、決して、家族の意向＝障害のある人の意思ではありません。入所者一人一人の意思を確認することもなく、家族会と法人の要望で、施設の建て替えが進み、引き続きこの施設で暮らすというルールがひかれていくことは、神奈川県が掲げている「障害者の自己決定の尊重と意

思決定の支援」(かながわ障害者計画)に基づいたやり方とは言えませんが、

神奈川県は、入所されている方々の意思をどのようにして聴くのか、どのような方法でその人が選択できるようにするかということも含め、今後の人生を入所されている方々は、どう思っているのかを聴くという取り組みをおこなうべきではないかと考えます。



新聞各社社説より

信濃毎日 9月25日社説

あすへのとびら 相模原事件2カ月 優生思想に立ち向かう

<http://www.47news.jp/localnews/shasetsu>
<http://www.47news.jp/localnews/shasetsu/>

相模原市の知的障害者施設で、19人が刺殺され、27人が負傷した事件の発生から明日で2カ月となる。

この施設の職員だった容疑者の26歳の男は事件の約5カ月前に衆院議長に宛てた手紙の中で「障害者は不幸を作ることしかできない」と記述。逮捕後は「不幸を減らすためにやった」などと、極めて独善的な考えを供述した。

横浜地検は男の精神状態を調べる鑑定留置を請求。厚生労働省のチー

ムは事件の再発を防ぐため、経緯を検証して中間報告を公表している。

男の事件前の言動や、措置入院の経緯は次第に明らかになってきた。行政や病院の連携不足で、退院後の支援が不足していた実態も分かりつつある。

「何が起きたのか」は今後の検証でさらに判明するだろう。同時に「なぜ起きたのか」という問題から、私たちは目をそらすことはできない。事件の底に横たわる病巣は、容疑者1人の異常性として片付けてしまえるものなのか。

「この国は優生思想的な風潮が根深い」一。8月6日に開かれた追悼集会で、遺族のメッセージが読み上げられた。死亡者の名を匿名にすることを希望した理由だ。このメッセージにどう向き合っていくのか。社会全体が問われる。

<克服されない原罪>

長野市内の知的障害者施設に次男が入所している60代の女性は、相模原の事件を知った時、「使えない人間はいらないのか」と背筋が凍ったという。

30代の次男は入所して20年ほどになる。言葉はうまく話せず、生活には支援が必要だ。それでも、人とコミュニケーションを取ろうと懸命になっているのが分かる。障害者にも生活があり、生きている証しがある。

男は「障害者の面倒を見ようと思えば施設で働いた」と供述している。仕事を続けていく中で、なぜ、異常な殺意を芽生えさせたのか知りたいという。

女性は、障害者の存在価値を認めない社会の息苦しさを自分の周りでも感じている。

あのときの言葉が忘れられない。路線バスの中で、次男が奇声を発し

てしまった。母親に連れられた次男が母親に「どうしてあの子は声をあげているの」と聞いた。母親は次男を差別的な言葉で評し、「ほっておきなさい」。

女性の地区には、体の不自由なお年寄りも住んでいる。洪水や地震などの防災計画では、地区が最初に救助の対象だ。亡くなったり、施設に移ったりすれば、地区の役員からは「ほっとした」という声が出る。

犯人の男は衆院議長宛ての手紙の中で「全人類が心の隅に隠した想いを声に出し、実行する決意」と記した。インターネットの掲示板などでは、殺害した行為自体は批判しても、障害者に対する男の考えには同意する意見が少なからず書き込まれている。

日本では「不良な子孫の出生を防止する」という優生思想に基づいた優生保護法が存在した。精神障害や

顕著な犯罪傾向がある場合は本人の同意がなくても不妊手術することが容認され、強制的に手術された障害者らが数多くいた。改められたのは1996年。たった20年前である。

<現実に目を向ける>

作家の辺見庸氏は本紙掲載の評論で『生きるに値する存在』と『生きるに値しない存在』の二分法的人間観は、いまだ克服されたことのない、今日も反復されている原罪」と断じた。

パラリンピックに代表されるように、頑張る障害者や働ける障害者を称賛する一方で、社会は「何もできない障害者」を視界から消し去っていないか。

一人一人が持つかもしれない「心の闇」。それを乗り越えなければならぬことを、今回の事件は示している。

日本の差別問題を長年研究してき

た日本大学文理学部の好井裕明教授は「人は誰でも他人を差別する可能性を持っていることを認めて自分の中の『差別する心』と向き合い、自らと周囲を改める努力を続けなければ社会は変わらない」と話す。

まず現実を目を向けることから始めたい。

障害者と親たちが社会の中で感じている息苦しさ。何がそれを生み出しているのか。地域や職場、家庭などの中で、関心を持とう。障害者が置かれている環境や障害者自身のことを、もっと詳しく知ることから始めよう。

神奈川県は23日、事件が起きた施設を建て替えることを正式決定した。事件の痕跡は視界から消えても、記憶は風化させてはならない。「7・26」が打ち鳴らした警鐘を、私たち一人一人が心に刻み続ける必要がある。

因が浮かび上がっている。

これらを一一つクリアしていくのはむろんだが、ネックはマンパワーの確保。グループホームの夜間の介護従事者は1人程度だけに、関係者からは「そもそも災害対応は困難」との声が上がる。

災害情報に即応して非番の職員が駆け付けるなど、各施設で具体的な計画策定が求められる。

地域によっては、施設間の連携も進めておきたい。グループホームは民間事業者も参入し経営体が多様だけに、県立大社会福祉学部の齋藤昭彦准教授は「異なる経営体同士でも、災害時に高層の施設へ避難できるような取り決めを平時に結んでおくことが必要ではないか」と指摘する。

避難時には、地域住民のサポートも期待される。22日に開かれた県の地域づくりフォーラムでは、自主防災会を組織し避難訓練に取り組む

岩手日報 9月25日論説

高齢者施設の防災 「共生と安全」
どう両立

<http://www.iwate-np.co.jp/ronsetu/y2016/m09/r0924.htm>
<http://www.iwate-np.co.jp/ronsetu/y2016/m09/r0924.htm>

災害弱者を抱える施設の避難はどうあるべきか。台風10号豪雨で小本川が氾濫し、9人が犠牲になった岩泉町の高齢者グループホームの悲劇は関係者に衝撃を与えた。

日本の高齢者・障害者福祉施策は、大規模施設での集団処遇から、地域共生への大きな転換期にある。少人数で共同生活を送るグループホームは、その流れの中で、近年増加している。

認知症の人を想定した高齢者向けは全国に約1万3千カ所。北欧のケアをモデルに、家庭的雰囲気の中で

自治会などに「元気なコミュニティ特選団体」の認定証が交付された。住民主体の防災まちづくりへ、各地の機運の高まりを実感させる。

地域に開かれたグループホームを核に、入所者と住民が日頃から交流を深める。そのつながりを、災害時の迅速な避難に生かす。共生を土台にした安全への道筋を、各地で確かなものにしてほしい。

京都新聞社説 9月25日

<http://www.kyoto-np.co.jp/info/syasetu/index.html>

障害者のアート 支援の議論を深めたい

障害者のアート作品の発掘や美術館展示、商品化などを進める新たな法案が、早ければ26日召集の臨時国会に議員立法で国会に提出されそう。提出の方針を固めたのは、超党派で作る「障害者の芸術文化振興

食事や入浴などの援助を受けられる。

本人が住み慣れた地域で、ケアを受けながら暮らす社会とは、頻発する自然災害のリスクが広く分散する社会でもある。「共生」と「安全」をどう両立するか。悲劇を繰り返さないため、実効性ある備えが急務だ。

9人が亡くなったグループホームに隣接する介護老人保健施設では、入所者を3階に避難させて無事だった。なぜ早く、グループホーム入所者を高層の介護老人保健施設へ移せなかったのか。

町から避難勧告・指示が出されなかった▽避難準備情報は「高齢者らが避難を始める段階」という認識が共有されていなかった▽施設に水害対応の避難マニュアルがなかった▽国や県が高齢者施設などに、避難準備情報の避難計画への位置付けを求めていなかった—など、複合的な要

議員連盟」で、東京五輪・パラリンピックに向け、障害者の芸術活動を盛り上げていくという。身体、知的、精神障害者による絵画や彫刻などの美術作品だけでなく、音楽、ダンス、演劇などを幅広く対象にし、国や自治体に（1）質の高いアート作品の発掘（2）創作活動の環境整備（3）国公立美術館での展示機会の確保（4）作品の販売や商品化の支援—などを求める内容だ。財政・税制面での支援も視野に入れている。障害のある人の美術作品などは、近年になって注目度が高まってきたとはいえ、国内での創作環境や評価、流通のシステムは十分とはいえない。その意味では支援が強化されることは望ましいことだ。ただ、福祉的な支援を重視するあまり、質を軽視した安易な評価や美術館への展示の強要につながるなら、障害者のアートにとってかえってマイナス

になりかねない。法案の内容や運用を巡っては、専門家の意見を踏まえて丁寧に議論を進めてもらいたい。

障害のある人のアートは、専門の美術教育を受けていない人の独自の表現として「アール・ブリュット(生の芸術)」などと呼ばれることも多い。日本では、1980年代半ばに始まった国連の「障害者の十年」の取り組みもあり、90年代以降に福祉施設での創作が活発化。美術館で関心を持つ学芸員が現れ始めたのもその頃だ。もっとも欧米では、収集家、画廊、美術館という美術制度の中で作品を流通させる仕組みができており、評価もきちんと行われるが、日本ではそうした制度がまだまだ成熟していない。多くの公的な美術館は今も収集対象にしていないのが現状だ。そんな中、近年は日本の障害者らの大規模な作品展がパリで反響を呼ぶなど海外での評価が高

まり、滋賀県がアール・ブリュットを新生美術館の収集の柱の一つに据えるなど振興に力を入れる自治体が増えている。文化庁や厚生労働省も支援事業に乗り出しており、今回の法案提出の動きもこうした機運の盛り上がりりと連動したものでしょう。

だが、支援といっても、障害者の創作活動には、多様な専門領域が関わる。芸術、福祉、教育、さらに創作物の流通やそれに伴う権利の問題には経済や法律も関係する。それらが複雑に絡み合う創作活動をどう支えていくのか。作品を「障害者アート」という枠組みに押し込めてしまうこと自体に懸念を示す声もある。創作上の社会的不利益をなくすことは必要だが、通常のアートから切り離された存在にすることで一般の人を逆に遠ざけてしまいかねないとの指摘だ。障害の有無を超えた評価の在り方は大きな課題の一つだろう。

障害者の創作を支える望ましい形とは何か。法案を機に議論を大いに深めてほしい。

[京都新聞 2016年09月25日掲載]

神戸新聞 9月26日社説

相模原事件／浮かび上がった連携不足

<http://www.kobe-np.co.jp/column/shasetu/201609/0009524663.shtml>

神奈川県相模原市の障害者施設で起きた殺傷事件で、病院や自治体の対応について検証する厚生労働省の検討チームが中間報告を公表した。

容疑者は事件を起こす前、相模原市長の決定で緊急措置入院していた。措置入院は精神疾患のため自分や他人を傷つけてしまう恐れがある場合、強制的に入院させる仕組みだ。

中間報告では診断や治療に関する問題点が示されたが、気になるのは

病院と市の担当者同士の連携の不十分さである。これでは措置入院した患者の長期的なケアは難しいのではないか、と思わせる内容だ。

容疑者の入院期間は2月19日から3月2日までだった。退院後、どこで暮らすのかは治療の上で大事な情報だ。しかし主治医は、看護師が本人から「単身で暮らす」と聞き、看護記録に記しているにもかかわらず、家族の意向などから「同居」と判断した。結果として「家族と住むため東京都八王子市に移る」という誤った情報が流れてしまった。

退院後の支援について記す欄も空欄のまま提出され、市が確認することもなかった。法令上義務づけがないため空欄のままというケースはあるようだが、疑問が残る対応だ。

さらに相模原市は個人情報保護条例に違反するとの恐れから家族が住む八王子市には連絡しなかった。強

制的な入院なのに退院後のケアを検討せずに退院させ、移転先の自治体にも引き継ぎがない。関係機関の連携や対応の不備が浮かび上がる。

中間報告は措置入院を解除した後の継続的な支援の制度化と、患者の支援に必要な情報と関係する自治体間で提供し合う仕組みづくりを求めた。見直しを急ぐべきだ。

一方、事件の凶暴さや異常さに目を奪われ、医療の観点が不十分なまま個人の監視が強まることであってはならない。偏見や差別を引き起こす懸念がある。

現場からは担い手不足の解消を求める声上がる。治療を中断させないためにも医療体制を整えることが欠かせない。

その上で人権侵害を危惧する障害者本人や家族らの思いをくみながら、退院後の地域での支援をさぐる必要がある。デリケートな問題であ

ることを認識しておきたい。

中間報告も指摘するように、精神障害のある人が社会から孤立せずに暮らせることが大切だ。



成年後見制度と 障害者権利条約

1. 障害者権利条約に定める「支援付き意思決定制度」

自閉症をはじめとする発達障害や知的障害などのために判断能力が不十分な障害者については、これまで永い間、「法的能力を欠く」とされてきました。しかし、国連障害者権利条約（以下「条約」といいます。）12条は、歴史上初めて、判断能力の不十分な障害者も「他の者と平等に常に法的能力をもつ」と定めました。そして、その障害者が法的能力を行使するための支援（意思決定支援）を、国に求めています。

国連障害者権利委員会一般意見書1号（以下「意見書」といいます）は、条約12条に基づいて、「代行意思決定制度」を次のように定義して、こ

支援を「意思決定支援」といいます。その「意思決定支援」には、「判断能力を高める支援」と「判断の能力を補う支援」があると考えられます。

ある法律行為について、判断能力の不十分な障害者が、わかりやすい説明や情報提供などの「判断能力を高める支援」を受けて、自分で判断（意思決定）できるようになる場合があります（この支援を「意思形成支援」や「エンパワメント支援」といいます）。

この「判断能力を高める支援」については、財産管理をとまなう場合には「法定代理制度」が必要ですが、福祉サービス利用などのときは、障害福祉相談支援や日常生活自立支援事業などによっても実施可能と考えられます。

しかし「判断能力を高める支援」を受けても、なお単独では判断（意思決定）できない場合があります。

れを「支援付き意思決定制度」に転換するよう求めています（27節）。

代行意思決定制度の定義

- (1) 本人の法的能力を排除すること。
 - (2) 本人の意思に反して支援者を任命すること。
 - (3) 本人の意思と選好（好み）ではなく、客観的な最善の利益に基づくこと。
- また、「支援付き意思決定制度」には次の条件が必要と述べています（29節）。

支援付き意思決定制度の条件

- (1) 本人の法的能力を排除しないこと。
- (2) 本人の意思と選好に基づき支援すること。
- (3) 必要に応じた意思決定支援をすること。
- (4) 本人が支援者を拒否できるこ

この場合に、本人の意思や選考を基にして、その法律行為に必要な判断能力を「補う支援」が必要になります（この支援を「意思補充支援」や「意思実現支援」ということもあります）。

この「判断能力を補う支援」のためには、国が責任をもつ「法定代理」が不可欠です。条約も意見書も、上記の「支援付き意思決定制度の条件」を満たす「法定代理」制度は、否定していません。

3. 成年後見制度との関係

我が国の成年後見制度のうち、補助類型は、審判の開始も、「代理権」・「取消権・同意権」の設定やその対象範囲も、「本人（被補助人）による同意」を前提としているので、基本的には権利条約に抵触しないと考えられます。しかし成年後見類型と保佐類型については、次の点で、条約と意見

と。

(5) 支援者の行動に対して、第三者が異議申し立てできること。

(6) 条約12条4項の保障（①利益相反の回避・不当な影響の排除、②本人の変動する状況への適合、③短期間の適用、④定期的審査）を適用すること。

ここで、「法的能力」には、「権利能力」（権利保有者になる能力）と、「行為能力」（法律の下での行為者になる能力）の両方が含まれるとしています。

また、「本人が同意すること」ではなく「本人が拒否できること」としているのは、「同意」の意思表示の困難な障害者でも、意思決定支援を受けられるようにするためと考えられます。

2. 意思決定支援と法定代理

「支援付き意思決定制度」における

書が求める「支援付き意思決定制度」に抵触する疑いがあります。

(1) 成年後見類型における「包括的代理権」の問題

成年後見人は、本人（被後見人）への「包括的代理権」を有します。本人（被後見人）も行為能力をもち、法律行為が可能ですが、後見人が代理権を行使した後は、その法律行為を本人が行うことができないため、結果として本人の行為能力を制約するという見解もあります。

成年後見類型は「事理弁識能力を欠く常況にある者」を対象としていますが、これは「意思能力を有するときもある」ことを前提としています。つまり、本人に「意思能力がある」ときにも後見人は代理権を行使でき、これは「障害者も他の者と平等に法的能力をもつ」という条約12条に抵触している疑いがあります。

(2) 成年後見類型・保佐類型における「取消権・同意権」の問題

成年後見人には、本人(被後見人)の日常生活に関する行為以外の法律行為への「取消権」が与えられ、また保佐人には、本人(被保佐人)の重要な契約行為及びその他の行為への「同意権・取消権」が与えられます。このとき、本人にも行為能力があつて法律行為ができるし、成年後見人・保佐人による取消を受けない限り、その行為は有効です(この点では、本人を法的「無能力」と規定する諸国よりも柔軟です)。しかし、成年後見人・保佐人による取消が行われれば、本人の行為能力が制限されるため、条約に抵触する疑いがあります。

4. 成年後見制度利用促進法における条約との整合の検討

成年後見制度利用促進法案は、基本方針として、保佐・補助類型の利用促進、欠格条項の見直し、医療などの同意、本人死亡後の事務、任意後見制度の活用、地域支援体制や関係機関体制の強化などの検討を定めています。これらの、いわば成年後見制度「運用問題」の検討は早急に必要です。

一方、成年後見制度の成年後見類型と保佐類型には、上記のように、条約に抵触すると疑われる問題点があります。この点については、現在さまざまな解決案が提案されていますが、なお時間をかけた検討が必要であり、同法案がめざす3年以内の解決は困難かもしれません。

しかし、同法案の「基本原則」に「成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際動向を踏まえる」と定めているとおり、同法の施行に当たっては、条約との整合を図るため

に必要な改革についても十分に検討し、解決の道筋をつけることが必要です。

2016年4月3日
 一般社団法人 日本自閉症協会
 成年後見制度委員会
 〒104-0044
 東京都中央区明石町6-22-6F
 電話 03-3545-3380
 FAX 03-3545-3381
 Eメール asj@autism.or.jp
 ホームページ
<http://www.autism.or.jp/>

担当 常任理事
 柴田洋弥・辻川圭乃

成年後見制度を安心して利用できるための改革を求める意見

2016年10月12日
 一般社団法人 日本自閉症協会

当協会は、2013年11月12日に「国連障害者権利条約の批准に続いて成年後見制度の見直しを進める提案」を、また2016年3月24日に「成年後見制度利用促進法について国連障害者権利条約との整合を求める声明」を発表しました。また同年4月3日には「成年後見制度利用促進法の議決に当たって、国連障害者権利条約との整合検討の付帯決議を求める声明」を公表し、参議院内閣委員会において付帯決議が行われ、同条約第12条との整合が図られることとなりました。

知的障害や発達障害などのために判

断能力が不十分な場合の権利擁護に当たっては、法定代理制度である成年後見制度が不可欠です。しかし現在の制度は本人の権利を侵害する側面もあるため、真に権利が擁護され、国連障害者権利条約(以下「条約」という)や国連障害者権利委員会一般意見書(以下「一般意見書」という)にも適合し、安心して利用できる制度に改革することが重要です。そのため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき内閣府に設置された「成年後見制度利用促進委員会」において以下の事項を審議されるよう要望します。

1. 意思決定支援の徹底と、本人意思尊重の名を借りた悪用を防止する仕組みの導入

条約第12条は、知的障害等があつても他の者と平等に法的能力があることを、歴史上初めて明記し、その

法的能力を行使するための支援として、意思決定支援を締約国に求めています。同条や一般意見書(27節)は、成年後見人等の法定代理人への代理権や取消権の付与自体を否定しているのではなく、それを本人の法的能力の排除のために用いることを批判しています。

意思決定支援には、本人にとってよりよい意思決定をできるように支援する「本人の判断能力を高める支援」(意思形成支援)と、それでも本人が単独では意思決定できない場合に、法定代理により本人の意思や好みに基づいて支援する「判断能力を補う支援」(意思補充支援)の両方を含みます。

特に、本人にとって大きな損失となる意思を本人が示すような場合に、法定代理人は、本人意思に反して代理決定をするのではなく、信頼関係に基づいて本人とよく話し合い、本

人にとってよりよく、また本人が納得し同意する方法で代理行為をすることが重要であり、民法第858条において、このような意思決定支援を明確に定めることが必要です。

また一般意見書(29節)は、このような意思決定支援を担保するために、本人が法定代理人を拒否できる仕組みを求めています。もちろん、裁判所等の判断が加わりますが、このような本人による支援拒否の仕組みを設けることは、本人が安心して制度を利用できるために不可欠な改革です。

なお、本人が表現することが本人の真意ではない場合や、本人に接近してきた悪意ある他人の意図に気づかずに信用してしまうことなどがあるため、本人の真意をくみ取り、本人にとってよりよい意思決定を本人ができるように支援するための仕組みを設けることや、地域社会で本人を

孤立させないための総合的な支援体制の構築が不可欠であり、制度改革に当たってはこれらの検討も必要です。

2. 類型の統合と、必要な特定の法律行為に限定した支援

しかし、法定代理人への代理権や取消権の付与は必要な範囲に限って行われるべきであり、成年後見人に対する包括的な代理権や日常生活に関する行為以外の法律行為への一律的な取消権の付与、保佐人に対する重要な契約行為への一律的な取消権の付与は、本人がもつ法的能力を排除する可能性があります。また条約第12条第4項の「障害者の状況に応じ、かつ、適合すること」という必要性の原則にも抵触します。このような過剰な規制は、成年後見制度へ不信感を生み、利用促進の妨げとなっています。

そのため、成年後見類型は廃止され

るべきです。また保佐人への同意権・取消権付与も、本人に必要な「特定の法律行為」に限定されるべきです。保佐人への代理権付与には本人同意が必要となっていますが、これを不要とすれば、審判に当たって「本人の同意を必要とする補助類型」と、「本人の同意が不要な保佐類型」に整理できます。

あるいは、補助類型に統合して、本人に必要な特定の法律行為についてのみ法定代理人に代理権や同意権・取消権を付与する制度とすれば、利用者にもわかりやすく、利用しやすい制度と言えます。ただし、審判に当たって同意意思表示のできない人もいるため、本人の同意により審判する場合と、本人の同意によらず審判できる場合を分ける必要があります。

いずれにせよ、上記の意思決定支援と本人による支援拒否の仕組みを前

提として、類型を見直し、利用者にとって使いやすく安心して使える制度とすることが必要です。

3. 短期間の適用と定期的な見直し
例えば遺産相続についての支援だけでも利用できるように、条約第12条4項のとおり、審判の効果は短期間に限定し、また定期的に見直すようにする必要があります。

4. 公務員等の欠格条項の廃止その他の成年後見制度運用改革

その他、欠格条項の全面的廃止、法定代理人への監督体制の確立、成年後見制度の利用経費への公的補助、法人後見の拡充、障害福祉の相談支援やサービスとの連携など、安心して利用でき、かつ利用しやすいように、抜本的な改革を求めます。

特に公務員の欠格条項については、成年後見制度を利用したために失職

する現実が生じているため、その廃止が急がれます。

日本自閉症協会

〒104-0044

東京都中央区明石町6-22-6F

電話 03-3545-3380

FAX 03-3545-3381

Eメール asj@autism.or.jp

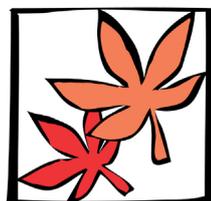
ホームページ

<http://www.autism.or.jp/>

担当 新保文彦副会長

柴田洋弥常任理事

辻川圭乃常任理事



知的障害者・発達障害者による補助類型・保佐類型の利用が進んでいない理由

平成28年10月12日

一般社団法人 日本自閉症協会

1. 知的障害者・発達障害者が成年後見制度を利用するときに、補助類型・保佐類型ではなく成年後見類型に偏った主な理由は次の通りである。

1) 審判の重い方が本人の利益になるという誤解が、関係者にあるため。障害基礎年金、療育手帳、障害支援区分(旧障害程度区分)などは、程度が重く判定された方が本人の利益になる。それと同様に、補助・保佐類型より成年後見類型の方が本人の利益になると、家族や医師等の関係者が誤解し、申し立てた。

2) 関係者が、本人意思尊重の大切さや、本人の権利制限への認識に欠けたため。

申し立ての際に、家族や関係者の間で、本人の意思を尊重することの大切さや、後見類型が本人の法的能力を制限するという認識がなく、安易に保護の過重な成年後類型を求めた。また、被後見人の選挙権回復の裁判をおこした知的障害者のように、家族が、多くの欠格条項の存在を知らずに後見類型を申請した例も多い。

3) 「成年後見制度」と「成年後見類型」が同一のものとの誤解を与えるため

「成年後見制度」と「成年後見類型」というほぼ同じ言葉を、家族等が同一のものとして誤解することが多い。また、一般に成年後見制度を紹介するパンフレット等で、成年後見類型の

もそも成年後見制度を利用しない主な理由は次のとおりである。

1) 必要な支援を、必要な期間に限定して利用できないため。

成年後見制度は、いったん開始決定がなされると、障害の状況がなくなる限り終了することはない。知的障害や発達障害は障害の状況がなくなることはないので、一度開始されるといわゆる「一生もの」である。

ところが、知的・発達障害のある人が成年後見制度を利用しようとするきっかけの一つとして、遺産分割があるが、遺産分割が終了したあと、それほど相続財産がなく財産管理の必要がない場合でも、いったん開始した後見制度利用をやめることは制度上許されない。

必要な支援を、必要な期間に限定して利用できる制度とすべきであ

みを紹介するものも多く、誤解をさらに助長している。

4) 家裁等が、成年後見類型に誘導したため。

高齢者の場合は、認知症が進行すると判断能力が低下していくため、最初から成年後見類型に審判する傾向がある。それと同様に、知的障害者の場合も、成年後見類型が多用された。

また、家裁は、審判事務を簡略化するために、療育手帳の等級を類型に当てはめているといわれる。どの類型になるかについて、補助以外は申立時に鑑定が行われる。ただ、療育手帳で判定が重度の人に成年後見開始の、中度の人に保佐開始の申立てがなされた場合は、鑑定が省略され、そのままのタイプの開始決定がなされるのが実態である。しかし、療育手帳と成年後見類型とは、判定基準が

異なる。また、そのためには、成年後見類型や保佐類型にある一律的・包括的な代理権・取消権の付与を根本的に見直すべきである。

2) 費用負担が過重なため。

知的障害者は、障害基礎年金等の収入しかない人も多く、成年後見人等への報酬が過重であるとの不安が多い。最近、親族後見人等の選任が減り、専門職後見人等の選任が増えていることも、費用負担への心配を大きくしている。

知的・発達障害者は、高齢者と異なり、成年後見制度を利用する期間が長い。20歳から利用する場合は、平均余命からすると60年以上も報酬を払い続けなければならない。仮に月額2万円とした場合、実に1,440万円を報酬として支払うことになる。

成年後見制度支援事業の充実が必

異なっているうえ、療育手帳のA判定は、最重度から重度まで幅が広い。そのため、本来保佐相当の人も数多く含まれている。ところが、鑑定を行うとすると鑑定費用が必要となり、決定までの期間も1、2か月余計にかかるので、療育手帳の等級どおりの類型を選択する人が多くなっている。

5) いったん後見類型に審判されると、補助・保佐類型への変更が困難なため。

いったん後見類型と審判された人は、「障害の状況が軽減した」と証明できないと、補助や保佐に変更しにくいと伝わっている。そのため、後見類型の審判を受けた人を補助・保佐類型に変更する申し立てが少ない。

2. 知的障害者・発達障害者が、その要である。

3) 公務員等の欠格条項があるため。

選挙権に関する欠格条項は廃止されたが、公務員の欠格条項はまだ残っている。公務員の中には、知的障害・発達障害のある人も少なくない。その人たちは、たとえ補助類型を申し立てても、保佐に審判されると失職するので、成年後見制度を利用したくてもできない。

4) 横領の多発により、制度に不信感をもつため。

成年後見人による横領は、新聞で報じられている以外にも多く、その被害情報が風評となり、制度への不信感が強い。

5) 制度を知らない人が多いため。

成年後見制度を知らない人が多いので、周知が必要である。

NHK ハートフォーラム

参加無料

事前に入場整理券が必要です。

「発達障害の子どもへの理解と支援」

～発達障害のある児童・生徒は どこでつまずくのか、どうかかわるのか～

発達障害のある児童・生徒は、障害の特性から家庭や学校の中ですみずきやすさをもっています。親や教師は、彼らの特性からくるすみずきに早く気づいて、適切な援助をする必要があります。すみずきを再現した寸劇を通して、発達障害のある子どもたちとのかかわりについて考えます。

平成28年11月5日(土)

●受付：午後0時30分 ●開演：午後1時
●終了予定：午後4時10分

サンスクエア堺・サンスクエアホール

堺市堺区田出井町2-1 堺市立勤労者総合福祉センター TEL. 072-222-3561



「自閉スペクトラム症の社会的コミュニケーション障害とは」

講師 里見恵子 大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類 准教授
一般社団法人日本LD学会 副理事長



「発達障害のある児童・生徒はどこでつまずくのか、どうかかわるのか」

企画・解説 竹田契一 大阪教育大学 名誉教授、大阪医科大学LDセンター 顧問
一般財団法人特別支援教育士資格認定協会 理事長

寸劇 日本インリアル研究会スタッフ有志

参加申込

参加は無料ですが、事前に入場整理券のお申し込みが必要です。
希望される方は、はがき・Webのいずれかで申し込みください。

はがきの場合

郵便はがきに「11月5日ハートフォーラム参加希望」と明記の上、
①住所 ②名前 ③電話番号 ④希望人数(4名まで)を書いて
〒540-8501 (住所不要) NHK厚生文化事業団近畿支局まで送ってください。

Webの場合

NHK厚生文化事業団ホームページにある応募フォームからお申し込みください。

NHK厚生文化事業団 検索 <ホームページ> <http://www.npwo.or.jp/>

※ご応募いただいた個人情報は適切に管理し、このフォーラムに関する連絡のみに使用いたします。



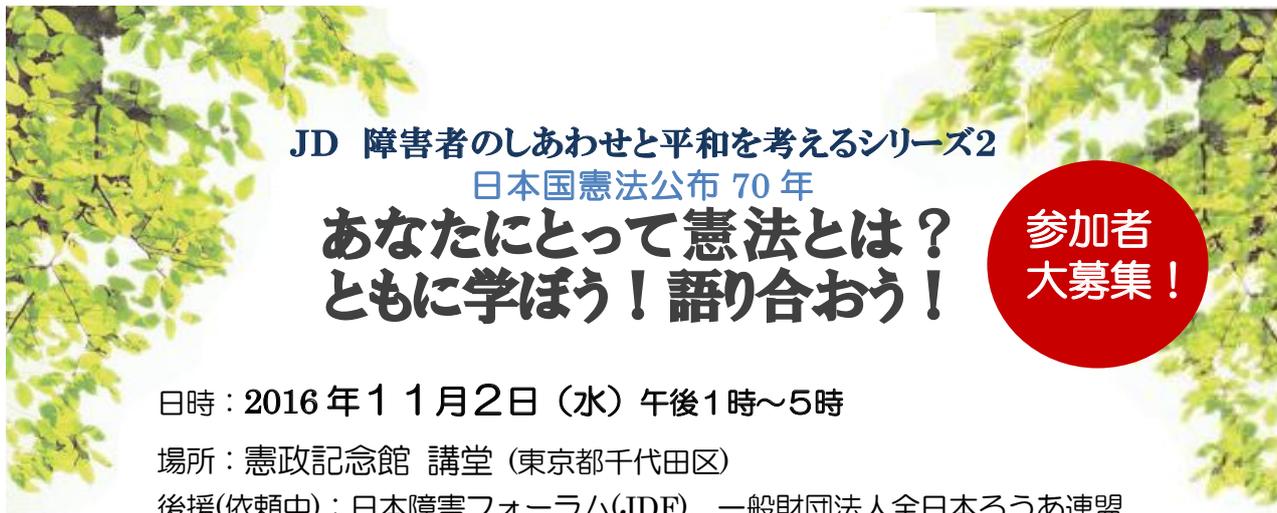
- ※先着順に受け付け、定員になり次第締め切りといたします。
- ※中学生以下の方は入場できません。
- ※入場整理券は10月中旬以降、封筒に入れてお送りします。

【お問い合わせ】

NHK厚生文化事業団近畿支局
電話06-6232-8401 (平日：午前10時～午後6時)

会場【交通】JR阪和線「堺市」駅徒歩約5分

■主催：NHK大阪放送局、NHK厚生文化事業団近畿支局 ■後援：大阪府教育委員会、堺市教育委員会 ■協力：大阪府共同募金会



JD 障害者のしあわせと平和を考えるシリーズ2

日本国憲法公布 70 年

あなたにとって憲法とは？ ともに学ぼう！語り合おう！

参加者
大募集！

日時：2016年11月2日（水）午後1時～5時

場所：憲政記念館 講堂（東京都千代田区）

後援(依頼中)：日本障害フォーラム(JDF)、一般財団法人全日本ろうあ連盟
障害者・患者9条の会

資料代 500 円 ※要約筆記、手話通訳、点字資料(要約)を用意します。

定員：400 名

◆申し込み締切：10月20日（木）裏面の参加申し込み用紙をご利用ください。

趣旨：私たちは、戦時中、障害のある人がどれほどの過酷な体験を強いられたかということ、また、後遺症や潜伏していた傷が戦後になって現れ今なお苦しんでいる人がいることを、今年の企画《戦後70年と障害者》で知りました。そのような歴史をもつ障害者は、平和を希求する思いを人一倍強くし、危険な前触れを察知する力を請負っているといえるでしょう。

日本国憲法公布70年の節目である本年は、この戦後70年の意義を引き継ぎ、障害分野の視点から、障害者のしあわせと平和を考えるシリーズ第2弾として「憲法」を考えます。

歴史を知り、学び、未来を見据えるために、私たちの身近な暮らしに根付いている「憲法」の本質をわかりやすい公演とともに学び、みんなで語り合ってみませんか？

プログラム

13:00～ 開会 主催者あいさつ、来賓あいさつ

第1部 公演＝松元ヒロさん「憲法くんが語る平和憲法」



◆◆ 松元ヒロさん プロフィール ◆◆

プロのパントマイマーとして全国を巡る。マイムにあきたらずコミックバンド「笑パーティー」のメンバーとしてコントの世界に進出、独自のマイムコントの世界を創造する。1985年「お笑いスター誕生」で優勝。コント集団「ザ・ニュースペーパー」では村山前首相を演じ注目を集める。以後一人芝居やマイムのニュースなどキャラクターを活かした独特な舞台でその個性を発揮。

休憩の後、14:20 頃から

第2部 みんなで語ろう！憲法テラス

コーディネーター 藤井克徳 JD 代表 ★公演の松元ヒロさんも参加！

自立支援法違憲訴訟などの藤岡毅弁護士、公募による参加者“語(かた)リスト”の皆さんも交えて、「憲法のこの条文が好き」「このフレーズに励まされる」など、憲法についての思いを語り合います。

17:00 閉会

FAX:03-5287-2347(日本障害者協議会JD)

このままFAXにてお送りください。
申込締切：10月20日(木)

**JD「あなたにとって憲法とは？」
参加申し込み用紙**



憲政記念館へのアクセス

- **国会議事堂前駅2番出口**
東京メトロ 丸ノ内線 千代田線
*エレベーター：2番出口
- **永田町駅2番出口**
東京メトロ 有楽町線 半蔵門線
南北線 *エレベーター：5番出口

申し込み用紙

申込み日

月 日

氏名

所属団体
(ある場合)

連絡先
住所

TEL
FAX

メール

障害による 手話・要約筆記・点字資料・車イス
必要な配慮 その他()

◆アンケート：好きな憲法を1つご記入ください。(条)



お申込み・お問合せ先

特定非営利活動法人 **日本障害者協議会**

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1 TEL 03-5287-2346 メール office@jdnet.gr.jp

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：河村 舟二

定 価：100円